

地域計画策定後は

# 農地の貸し借りの手続が 変わります！！

現在、各地域で地域計画の策定に向けた話し合いを行っていますが、地域計画策定後は農地の貸し借りに必要な利用権の設定手続きが変更となります。

## 現在

① 相対(基盤法)による  
利用権設定 ※農業委員会に提出  
<受付月>  
10月、11月、1月  
**※令和7年1月が最後の受付です**

② 農地中間管理機構を通した  
利用権設定(機構法)  
※農林水産課に提出

③ 農地法第3条に基づく貸借  
※農業委員会に提出

## 地域計画策定後

① **廃止**

② 農地中間管理機構を通した  
利用権設定(機構法)  
※農林水產課に提出

③ 農地法第3条に基づく貸借  
※農業委員会に提出

- ・基盤法に基づく相対の利用権設定の受付は、これまで7月、10月、11月、1月、3月の年5回行っていましたが、地域計画策定後は廃止になります。  
このため、**相対の利用権設定の受付は令和7年1月が最後となり、令和7年2月以降は、農地中間管理機構を通した利用権設定、または農地法第3条に基づく貸借のいずれかになります。**
- ・なお、現在、相対による利用権設定をされている利用権は、その終期(期間の満了)までは有効です。
- ・東広島市では、令和7年3月末までに市内全域で地域計画を策定する予定です。



〒739-8601 東広島市西条栄町8番29号

【相対での利用権設定申出書の受付、農地法第3条】

東広島市 農業委員会事務局 農地保全係 電話 082-420-0972

【地域計画、農地中間管理機構を通した利用権設定】

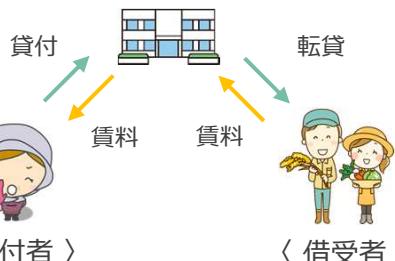
東広島市 産業部農林水産課 担い手支援係 電話 082-420-0939

# 農地中間管理事業について

## ■ 農地中間管理事業の目的

農地中間管理機構が農地を借り受け、地域の担い手にまとまりある形で貸し付けることにより、農地の集積、集約化を図ることを目的としています。

〈 中間管理機構 〉



## 事務手続きに関するQ&A

**Q** 相対手続きで設定している利用権は、来年度以降も有効ですか？

**A** 令和7年3月までに利用権が設定されたものは、その期間の満了を迎えるまでは有効です。

(例) 令和6年4月に10年契約で利用権設定 → 令和15年12月末までは相対契約が有効  
なお、相対手続きによる利用権設定の受付は、令和7年1月までを予定しています。

**Q** どうすれば、中間管理機構をとおして利用権が設定できますか？

**A** 地域計画にて「地域の農業を担う者(地域の耕作者)」として記載されていれば、中間管理機構を利用して農地を借り受けることができます。

また、地域計画は耕作者の変更、農地転用の計画に合わせて、その都度、変更を行う必要があります。変更を伴う場合は、事前に農林水産課までご連絡ください。

**Q** 中間管理機構をとおすと、手数料がかかりますか？

**A** 他県の中間管理機構では、手数料を求めているところがあります。

現時点において、広島県では手数料はかかりませんのでご安心ください。

**Q** 利用権設定を設定した地権者が死亡した場合、いまの契約は無効になりますか？

**A** 相続がされても、利用権(賃借・使用賃借)は有効です。借受者も利用権設定期間中はご利用いただくことができます。ただし、相続人への名義変更手続きが必要となります。

**Q** 中間管理機構で利用権を設定する手続きは、相対手続きより複雑ですか？

**A** 地域計画変更後、利用権の設定には「申出書 兼 促進計画」が必要となりますが、これは農地中間管理機構が作成します。お手続きには、こちらの書類に押印いただくのみです。  
また、これまでの相対手続きと同様に、手書き書類にて利用権を設定することもできます。